

令和7（2025）年度農地中間管理事業評価

令和8（2026）年6月23日
農地中間管理事業評価委員会

1. 貸借実績について

農地中間管理機構を活用した令和7年度の借入面積は5,099ha、借入面積の累計は16,304haと、農地中間管理機構の創設以来最多の実績となった。前年度の借入面積より2.7倍の増加となっており農地バンク事業の転換期でもあった。

一方、令和7年度の栃木県の担い手への農地集積率は56.5%と、前年度から0.3ポイントの減少となり、規模拡大や条件不利地対策等への対応が求められる。なお、この集積率は、関東で1位、全国で14位である。

2. 事業の推進について

農地中間管理機構では、市町、市町農業公社等39団体と業務委託契約を締結し事業の推進を図っている。

また、法改正により、令和7年度から相対の利用権での貸借が廃止され、農地中間管理事業を利用した貸借へ一本化されたが、新たな事務スキームの整備や契約書類の簡素化、契約スケジュールの関係機関間での共有、農家へのPR等、関係者との連携強化を図り一体的な推進を行った。

3. 今後の課題等について

(1) 担い手への農地の集積

目標集積率8割の実現に向けて、関連施策を着実に推進することで、引き続き担い手へ農地を集積する必要がある。一方、今の担い手だけでは集積の限界に近付いており、新たな受け皿の確保及び育成、規模拡大について、県や市町をはじめ関係機関と連携したきめ細やかな支援が重要である。

(2) 地域計画のブラッシュアップ

農地中間管理事業を進める上で、地域計画との一体的な推進が必要であるが、多くの地域にて、目標地図における集約化が進んでいない。このため、重点支援地域の取組を横展開するなど、地域ごとの課題や状況を整理し「見える化」することによって、地域内の共通認識を喚起し、継続的にブラッシュアップを促していくことが重要である。

(3) 農地中間管理事業運用の効率化

農家や業務委託先から、契約まで期間を要することや事務の煩雑さなどの指摘が多くあるため、改善を検討する必要がある。各市町の実態を把握の上、事務のフローや様式、オンライン手続きなど、効率化に対する検討が重要である。

4. 総合評価

農地の集積・集約化に向けて、農地中間管理事業と地域計画との一体的な推進が必要である。今後、遊休農地や所有者不明農地、共有者不明農地への対応も増えていくと思われるため、実効性のある地域計画の下で関連施策を効果的に活用しながら、担い手の育成と農地の集積に成果を上げ、持続性の高い地域農業が展開されることを期待する。